

奈良県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奈良県郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十九年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉田 政憲	大和郡山市柳町一九五
〃	吉川 英昭	〃 高田町五一二―一
〃	辰巳 平治	〃 柳町三七―一
〃	楠原 喜太郎	〃 高田町四九七
〃	藤川 保雄	〃 野垣内町五八
〃	廣本 雅昭	〃 北郡山町一六二
監事	廣瀬 隆史	〃 野垣内町一―八
〃	奥村 正一	〃 高田町五一五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 英昭	大和郡山市高田町五一二―一
〃	吉田 政憲	〃 柳町一九五
〃	辰巳 平治	〃 三七―一
〃	楠原 喜太郎	〃 高田町四九七
〃	藤川 保雄	〃 野垣内町五八
〃	廣瀬 隆史	〃 一一―八
〃	廣本 雅昭	〃 北郡山町一六二
監事	奥村 正一	〃 高田町五一五
〃	米田 嘉之	〃 柳町二〇〇